

津市子育てハンドブック無償提供者募集要項

この要項は、市民サービスの向上と地域社会への貢献を目的とする津市子育てハンドブックの無償提供者の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

1 募集件名

津市子育てハンドブック無償提供

2 募集概要

こども家庭センター、保健センター等において配布する、子育て支援に関する制度及び本市における保育施設等の情報が掲載された、広告付きの冊子「津市子育てハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を作製し、無償で提供していただける事業者を募集します。

次の(1)から(3)について、事業者が行うものとします。

- (1) ハンドブックに掲載する広告主の募集と掲載広告の作成、調整
- (2) ハンドブックの作製に必要な原稿やデザイン作成、印刷、製本等に係るすべての作業及び管理
- (3) ハンドブックの配送

3 募集期間

令和7年5月13日（火）から令和7年6月20日（金）まで

4 提供期間

令和8年6月1日（月）から令和11年5月31日（木）までの3年間

5 ハンドブックの規格及び作製数量

- (1) 規格 A4判
- (2) 刷色 フルカラー
- (3) 紙質 表紙：コート紙 A判 157g/m²程度
本文：上質紙 A判 64g/m²程度
- (4) 頁数 85ページ程度
(内訳) 行政情報 60ページ程度
広告 25ページ以内

- (5) 製本 無線綴じ
- (6) 校正 2回以上
- (7) 部数 7, 300部／年

※ 規格等については上記を基本とし、掲載内容等を調整した上で、本市との協議により最終的に決定します。

6 掲載内容

- (1) 行政情報は、本市が作成した「子育てハンドブック」（別紙1）に掲載してある内容を基本とし、情報が分かりやすく見やすいレイアウトで掲載してください。
- (2) 広告は、「津市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）」並びに「津市子育てハンドブック無償提供に関する基準（以下「基準」という。）」を遵守した内容で、かつ、事前に「津市広告掲載審査委員会」の審査を経たものを掲載してください。
- (3) 行政情報及び広告は、本市と調整の上、1年毎に掲載内容の見直しを行ってください。行政情報については本市と掲載内容の調整を行い、広告については広告主の再募集及び広告内容の調整を行った上で、その都度新しいハンドブックを作製して納品してください。発行日は、各年6月1日とします。

7 費用負担

提供していただくハンドブックの作製、配送等に係る一切の費用は無償提供者の負担とし、本市から無償提供者に対して金銭の支払いは生じません。

8 注意事項

- (1) 無償提供者は、要綱及び基準を遵守してください。
- (2) 無償提供者が広告代理店である場合において、広告主の募集を行うに当たり、自らが募集者であることを明確にし、本市が広告を募集しているような誤解を与えないようにしてください。
- (3) 広告及び広告主に基準等の規定に違反していると本市が認める場合、無償提供者は、速やかに無償提供者の負担において当該ハンドブックをすべて回収し、代替のハンドブックを提供してください。

9 配送場所及び時期

津市健康福祉部こども政策課（本庁舎 3 階）及び津市中央保健センター（津リージョンプラザ 1 階）

納品時期は、本市との協議により決定します。

10 参加資格

参加資格要件については、次の全てを満たす者とします。

- (1) 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、次のアからエまでの書類（提出期限前 3 か月以内に発行されたもの）を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された

者を除く。

- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (7) 令和2年度から令和7年度における官公庁等から発注された広告付きの子育てに関する冊子の無償提供の実績を有する者

なお、提供実績については、募集開始時点で履行が完了しているものであること。

11 提出書類（(1)(2)(5)(7)(9)は1部、(3)(4)(6)(8)は8部提出すること。）

- (1) 子育てハンドブック無償提供申込書（第1号様式）（別紙2）

- (2) 宣誓書（別紙3）

- (3) 企画提案書

※ 様式は任意とし、次のア～カの内容について記載してください。なお、事業者名や事業者が特定される表現は記載しないでください。

ア 本業務に対する考え方

イ 企画提案やデザインについて、工夫した点や特徴

ウ 業務の実施方法、作製スケジュール

エ 広告主の募集方法やハンドブックへの掲載方法（規格、位置など）

オ 業務実施体制、問題発生時の対応（広告主の不祥事や広告に対する苦情等が発生した場合の対応方法など）

カ 令和2年度から令和7年度における官公庁等から発注された広告付きの子育てに関する冊子の無償提供の全実績（年度毎に件数と官公庁等名

を記載)

※ 提供実績については、募集開始時点で履行が完了しているものであること。

(4) 子育てハンドブック完成品の見本

※ ハンドブックのデザインサンプルを添付してください。実際に納品していただくハンドブックで使用する紙質で作製し、事業者名や事業者が特定される表現は掲載せず、広告掲載部分は、予定場所として示してください。行政情報については、「子育てハンドブック」(別紙1)を基本としますが、情報が分かりやすく見やすい冊子になるよう、提案者独自のフォーマットで提案してください。サンプルなので行政情報の全てを記載する必要はありません。

(5) 国税の未納の税額がないことの証明書、都道府県税及び市町村税の完納証明書(提出期限前3か月以内に発行されたもの)

※ 支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税の完納証明書

(6) 会社の概要が分かるもの(パンフレット等)

(7) 令和2年度から令和7年度における官公庁等から発注された広告付きの子育てに関する冊子の無償提供の契約等の実績が分かるもの(「11 提出書類」の(3)の力で記載したもののうち1件)

(8) 「11 提出書類」の(7)に係る官公庁等は無償提供を行った広告付きの子育てに関する冊子

(9) 「10 参加資格」の(1)のア～エに掲げる書類(津市契約規則第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ)

12 提出方法及び提出期限

(1) 提出方法 持参又は郵送

(2) 提出期限 令和7年6月20日(金)午後5時15分必着

(3) 提出先 津市役所健康福祉部こども政策課こども政策・若者出会い
応援担当(本庁舎3階)

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

※ 持参の場合は、募集期間中の開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで、郵送の場合は提出期限内必着とし、郵送方法は次のいずれかとする。

- ・ 一般書留
- ・ 簡易書留
- ・ 特定記録郵便
- ・ 特定封筒郵便物（レターパックプラス、レターパックライト）

13 本件に関する質問及び回答

本件に関する質問については、質問書（別紙４）を使用し、電子メールにより提出してください。（電子メール：229-3390@city.tsu.lg.jp）

また、提出後、津市健康福祉部こども政策課まで受信状況について電話確認を行ってください。（電話番号：０５９－２２９－３３９０）

(1) 質問書提出期限

令和７年５月２８日（水）正午

(2) 質問に対する回答

令和７年６月２日（月）午後３時までに津市ホームページに掲載します。

(3) 注意事項

電話又は口頭によるものや提出期限後に提出された質問については、一切受け付けません。また、回答に対する再質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載して提出してください。

14 選定方法等

津市子育てハンドブック無償提供者の選定に当たっては、選定委員会を設置し、提出書類を対象に審査を行います。

なお、応募者が１者の場合であっても、選定委員会を開催し、審査を行います。

(1) 審査方法

「津市子育てハンドブック無償提供者選定に係る審査基準」（別紙５）に基づき審査します。

(2) 審査結果の通知

選定委員会での審査終了後、速やかに全ての応募者に文書で通知します。

15 協定書の締結

無償提供者が決定し、本市がハンドブックの無償提供を受けるときは、ハンドブックの作製及び無償提供に関して、本市と無償提供者で協定書を締結

するものとします。

16 その他

- (1) 企画提案書等に係る全ての費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) この要項、基準等の規定に違反する場合及び提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、失格となります。なお、協定書締結後も同様とします。

17 問い合わせ先

津市役所健康福祉部こども政策課こども政策・若者出会い応援担当

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3390

FAX 059-229-3451